



タイトル

懲戒処分の公表について

項目(あてはまるものすべてにチェック)

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> イベント・会議等の事前周知依頼 | <input type="checkbox"/> イベント・会議等の取材依頼 |
| <input type="checkbox"/> イベント会議以外の事業の周知依頼 | <input type="checkbox"/> 参加者募集の告知依頼 |
| <input type="checkbox"/> その他 |) |

全1枚(本紙含む)

つくば市職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき、職員の懲戒処分について公表します。

1 処分の概要

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 被処分者 | 市民部つくばメモリアルホール 主任主査 倉持 恒一(45歳) |
| (2) 処分年月日 | 平成29年1月20日 |
| (3) 処分の内容 | 免職 |
| (4) 処分の理由 | 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 |
| (5) 管理監督責任 | つくばメモリアルホール斎場長 厳重注意(文書) |

2 事案の概要

被処分者は、平成28年10月29日に酒気帯び運転により検挙され、運転免許取消し(欠格期間2年)等の処分を受けた。このことについて、上司への報告義務を怠り、運転免許取消し後も、公用車や自家用車の運転を行った。さらには、平成29年1月5日に、酒気帯び運転及び無免許運転により、現行犯で逮捕された。

3 市長コメント

この度の職員の不祥事につきましては、私自身たいへん重く受け止めており、市民の皆様には深くおわび申し上げます。

従前より、飲酒運転等、市民の皆様の信頼を失墜させるような行為を厳に慎むよう全職員に注意喚起してまいりましたが、今後は更なる綱紀粛正に努めてまいります。

具体的には、全職員に対し、飲酒運転厳禁の徹底、事件・事故等が発生した時に報告義務等がある服務規程の遵守徹底、法令遵守に関する研修の実施、さらには定期的な運転免許証保持の確認の実施など、飲酒運転等の再発防止に努めてまいります。